

青森県報

号外第八十五号

平成十九年
十月二十六日
(金曜日)

目 次

告 示

ふるさとの森と川と海保全地域の指定…………… (河川砂防課) …… 一

公 告

ふるさとの森と川と海の保全に関する計画の公表…………… (河川砂防課) …… 四

告 示

青森県告示第七百四十六号

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例(平成十三年十二月青森県条例第七十一号)第六条第一項の規定によりふるさとの森と川と海保全地域を次のとおり指定するので、同条第五項の規定により告示する。

平成十九年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	区 域
高瀬川流域ふるさとの森と川と海保全地域	一 森林 1 上北郡七戸町字東天間館国有林一四〇八林班の内、 一四一〇林班の内、一四一二林班の内、一四一四林班の内、一四一五林班、一四一六林班、一四一九林班

- 一四二二林班、一四二三林班の内及び一四二四林班の内
- 2 上北郡七戸町字中天間館国有林一四〇九林班の内、一四一一林班の内、一四二三林班の内、一四二八林班の内、一四三〇林班の内、一四三一林班、一四三二林班、一四三四林班の内、一四三五林班の内、一四三七林班の内、一四三八林班の内及び一四四一林班の内
- 3 上北郡七戸町字南天間館国有林一四一七林班の内、一四一八林班、一四二〇林班の内、一四二二林班の内、一四三九林班の内、一四四〇林班の内、一四四二林班の内、一四四三林班の内、一四四四林班の内、一四四五林班の内、一四四六林班の内、一四四七林班の内及び一四四八林班
- 4 上北郡七戸町字北天間館国有林一四二六林班の内、一四二七林班の内、一四二九林班の内、一四三三林班の内、一四三六林班の内、一四四九林班の内、一四五〇林班の内、一四五二林班、一四五三林班の内、一四五四林班の内
- 5 上北郡七戸町字七戸深山国有林一五〇六林班の内、一五〇七林班の内、一五〇八林班の内、一五〇九林班の内、一五一〇林班の内、一五一二林班の内、一五一一林班の内、一五一一林班の内、一五二二林班、一五二四林班の内、一五二五林班の内、一五二六林班の内、一五二七林班の内、一五二八林班の内、一五二九林班の内、一五三〇林班の内、一五三二林班の内、一五三三林班の内及び一五三六林班の内
- 6 三沢市民有林一七林班の内
- 7 上北郡七戸町民有林七二林班、七三林班、七四林班、七五林班、七六林班、七七林班、七八林班、八〇林班の内、八二林班の内、八三林班、八四林班、八九林班、九〇林班の内、一〇四林班、一〇五林班及び一〇九林班の内

- 8 上北郡東北町民有林一七四の二林班の内
- 9 上北郡六ヶ所村民有林四五林班の内及び四九の二林班の内
- 10 上北郡七戸町字志茂川原一七八、二〇八、二二四、二三五、二四五、二四六、二四九、二五五、二五六、二六〇及び二六二の一
- 11 上北郡東北町字熊堂三の四並びに同郡同町字沼添左ノ平一の四及び一の八七
- 二 河川
- 1 高瀬川（小川原湖及び七戸川を含む。）の区域のうち、長坂川との合流点から海に至る場所
- 2 次の(一)、(二)、(三)、(四)、(五)、(六)、(七)及び(八)の点を順次結ぶ線に囲まれた区域
- (一) 上北郡六ヶ所村大字平沼字道ノ下七九の南端を基点として、北東方向に二百五メートル進んだ延長線の地点
- (二) (一)から北東方向に三百六十八メートル進んだ延長線の地点
- (三) (二)から北西方向に五百三十五メートル進んだ延長線の地点
- (四) (三)から北東方向に二百九十五メートル進んだ延長線の地点
- (五) (四)から西方向に百三十メートル進んだ延長線の地点
- (六) (五)から南西方向に三百八十メートル進んだ延長線の地点
- (七) (六)から南西方向に三百八十五メートル進んだ延長線の地点
- 3 市柳沼の区域
- 4 市柳川の区域のうち、市柳沼からの流出点から高瀬川への合流点までの区域
- 5 田面木沼の区域
- 6 前川の区域のうち、田面木沼からの流出点から高瀬川への合流点までの区域
- 7 高瀬川放水路の区域のうち、高瀬川からの分派点から海に至る場所
- 8 三沢市大字三沢字庭構地内にある仏沼幹線用水路と農道仏沼一号線との交点を起点にし、同所から同農道を南東に進み農道仏沼四号線の交点に至り、同所から農道仏沼四号線を北東に進み同農道分岐点に至り、同所から北西に進み仏沼幹線用水路との交点に至り、同所から同用水路を北東に進み同用水路北端に至り、同所から同用水路を南東に進み同用水路東端に至り、同所から同用水路を南西に進み同用水路南端に至り、同所から同用水路を北西に進み農道仏沼一号線との交点に至り、同所から同農道を北東に進み起点に至る線により囲まれた区域
- 9 内沼の区域
- 10 小田内沼の区域
- 11 姉沼川（姉沼を含む。）の区域のうち、上北郡六戸町大字犬落瀬字内金矢地先から高瀬川への合流点までの区域
- 12 古間木川の区域のうち、上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢地先から姉沼川への合流点までの区域
- 13 砂土路川の区域のうち、五十貫田川との合流点から高瀬川への合流点までの区域
- 14 花切川の区域のうち、上北郡東北町大字上野字北谷地地先から高瀬川への合流点までの区域
- 15 土場川の区域のうち、岩渡沢との合流点から高瀬川への合流点までの区域
- 16 赤川の区域のうち、袖ノ沢との合流点から高瀬川への合流点までの区域
- 17 坪川の区域のうち、上北郡七戸町字中天間館国有林一四三〇林班ろ一小班地先から高瀬川への合流点まで

の区域

18 中野川の区域のうち、木戸沢との合流点から坪川への合流点までの区域

19 小坪川の区域のうち、上北郡七戸町字東天間館国有林一四二林班の小班地先から坪川への合流点までの区域

20 作田川の区域のうち、松ヶ沢との合流点から高瀬川への合流点までの区域

21 大作沢川の区域のうち、北ノ又沢との合流点から作田川への合流点までの区域

三 海岸

1 むつ小川原港海岸

(一) 上北郡六ヶ所村大字鷹架及び同郡同村大字平沼字道ノ下国有林一三三四林班及び一三三五林班の内

(二) 上北郡六ヶ所村大字鷹架字道ノ下一〇三二、一〇三三、一〇三四、一〇三五の四、一〇三六、一〇三七、一〇三八、一〇三九及び一〇四〇の十並びに同郡同村大字平沼字道ノ下八〇、八一及び八二

(三) 次の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)及び(10)の点を順次結ぶ線に囲まれた陸地の区域。ただし、前記1むつ小川原港海岸(一)及び(二)の区域並びに上北郡六ヶ所村大字鷹架字道ノ下一〇三三の四、一〇三〇、一三八五及び一三八六並びに同字地先にある河川保全地域を除く。

(1) 上北郡六ヶ所村大字平沼字道ノ下七九の北東端を基点として、南東方向に三百六十メートル進んだ延長線の地点

(2) (1)から北東方向に二百四十五メートル進んだ延長線の地点

(3) (2)から北方向に千二百九十メートル進んだ延長線の地点

(4) 上北郡六ヶ所村大字鷹架字道ノ下一〇三三の五

の南東端を基点として、南東方向に千六百六十五メートル進んだ延長線の地点

(5) (4)の基点から東方向に七百七十メートル進んだ延長線の地点

(6) (4)の基点

(7) 上北郡六ヶ所村大字鷹架字道ノ下一二〇二と同字一〇三二の境界線の東端

(8) 上北郡六ヶ所村大字平沼字道ノ下八〇と同字八一の境界線の西端

(9) (1)の基点から北方向に三百三十メートル進んだ延長線の地点

2 天ヶ森海岸

次の(一)、(二)、(三)、(四)及び(五)の点を順次結ぶ線に囲まれた陸地の区域

(一) 三沢市大字天ヶ森字天ヶ森一三の七の南東端を基点として、東方向に二百三十五メートル進んだ延長線の地点

(二) (一)から東方向に二百六十五メートル進んだ延長線の地点

(三) (二)から北方向に千二十メートル進んだ延長線の地点

(四) (三)から北西方向に二百二十メートル進んだ延長線の地点

3 砂森海岸

(一) 三沢市大字三沢字濱通国有林一五五林班の内

(二) 三沢市大字三沢字浜通八九一、八九二の一及び一四三三

(三) 次の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)及び(11)の点を順次結ぶ線に囲まれた陸地の区域。ただし、前記3砂森海岸(一)及び(二)の区域並びに三沢市大字三沢字浜通一四五の八〇の区域を除く。

(1) 三沢市大字三沢字浜通八九一の南東端

- (1) から東方向に二百五十メートル進んだ延長線の地点
- (2) から北方向に千八百メートル進んだ延長線の地点
- (3) 三沢市大字三沢字浜通八九二の一の北東端を基点として、東方向に四百九十メートル進んだ延長線の地点
- (4) の基点
- (5) から南方向に千百八十メートル進んだ延長線の地点
- (6) 三沢市大字三沢字濱通国有林一五五林班り小班と同市同大字字浜通八九一の境界線の東端を基点として、北東方向に六百メートル進んだ延長線の地点
- (7) の基点
- (8) から南東方向に六十メートル進んだ延長線の地点
- (9) から南東方向に二百八十五メートル進んだ延長線の地点
- (10) から南東方向に二百八十五メートル進んだ延長線の地点

公 告

ふるさとの森と川と海の保全に関する計画の公表

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第七十一号）第七条第一項の規定により高瀬川流域ふるさとの森と川と海保全地域におけるふるさとの森と川と海の保全に関する計画を次のとおり定めたので、同条第三項の規定により公表する。

平成十九年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例

高瀬川流域保全計画

平成 19 年 10 月

青 森 県

目 次

第1	保全すべきふるさとの森と川と海の特質その他ふるさとの森と川と海の保全に関する基本的事項	1
1	高瀬川流域の概要	1
2	高瀬川流域の保全地域	2
3	保全すべき森・川・海の環境の特質の概要	5
4	保全地域の土地利用、地域文化の概要	6
5	保全の方針その他保全に関する基本的な事項	7
第2	ふるさとの森と川と海との保全についての施策に関する事項	9
1	清流管理指針	9
2	森・川・海の主要な要素を保護するための事項	14
3	森・川・海の維持・管理に関する事項	17
4	管理上必要な保全施設の整備に関する事項	17

第1 保全すべきふるさとの森と川と海の特質その他ふるさとの森と川と海の保全に関する基本的事項

1 高瀬川流域の概要

流域は、2市4町1村からなり、中・下流域には青森県上十三地域の拠点である十和田市、三沢市を擁し、この地域の社会・経済・文化の基盤を成している。その形状は東西に42km、南北に32kmの台形となっており、西側を八甲田山系の七十森山(標高885.5m)、折紙山(標高920.6m)、三角岳(標高753m)等の山々に、東側を流域の中心を成す小川原湖を含めた湖沼群に囲まれている。

高瀬川は、青森県南東部の太平洋側に位置し、その源を八甲田山系の八幡岳(標高1,020m)に発し東流して七戸町で作田川、東北町で坪川、赤川等の支川を合わせ小川原湖に至り、砂土路川、土場川、姉沼川等の支川を湖内に集め、小川原湖の北部から太平洋に注ぐ、流路延長104km(うち河川法に基づく指定区間延長67.3km)、流域面積867km²の一級水系の河川である。

河床勾配では、小川原湖に流入するまでの高瀬川の河床勾配は約1/50～1/2,000であり、上流域の急流から中・下流域の緩流へと変化する。また、小川原湖から下流域の高瀬川は太平洋との水位差がなく、河床勾配は約1/30,000とほぼ水平で、湖水位より河口湖位が高い時は海水が高瀬川を逆流することから、小川原湖は微気水性の湖沼となっている。

小川原湖をはじめ、市柳沼、田面木沼などの周辺の小川原湖湖沼群は、希少種、固有種等が生息・生育しており、また多様な生物相を有していること、特定の種の個体群の比率割合などから、環境省の「日本の重要湿地500」に選定されている。また、河口部のラグーンや干潟、塩沼湿地には多様な動植物が生息・生育するなど独特の生態系が形成されており、高瀬川流域を特徴付ける地形となっている。

小川原湖は、流域の中で代表的な水域であり、湖の安定的な微気水の環境は、上流河川からの淡水流入量と下流高瀬川からの塩水侵入量のバランス及び湖口マウンド(浅水域)や下流高瀬川の河道形状により維持されている。流域での流量は、夏季の渇水期に減少するものの下流部の小川原湖では大きな水位の低下が生じていないことから、汽水環境への影響は少ない。

小川原湖及び高瀬川では古くから漁業が盛んで、特に小川原湖のシラウオ、ワカサギなどは全国有数の産地として知られている。地質では、山地部は第三紀の安山岩、流紋岩等と火山噴出部で覆われ、平地部は第四紀の沖積層・洪積層により構成されている。

高瀬川水系の横断工作物は、大規模なものとしては、高瀬川及び作田川の上流部に防災用の和田ダム・作田ダムがそれぞれある。また、坪川上流部には灌漑・防災用の天間ダムがある。坪川、中野川、砂土路川の中・下流部には頭首工が設置されている。その他には、高瀬川をはじめ高瀬川水系の上・中流域の各所に砂防堰堤が設置されている。

高瀬川流域の森林区域は、高瀬川上流部の八甲田山系東部斜面の七戸地区及び坪川上流部の八甲田山系麓地区に位置し、ブナ、ヒバ等の天然林及びスギ・カラマツ等の人工林から成っている。両地区とも防災・灌漑用ダムや国道・県道等の公共施設が立地していることから、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されている。

高瀬川水系の整備状況では、県管理の中・下流域の河川の護岸等は災害復旧工事等により整備を進めてきたものの、未改修部分の流下能力が小さいことから、河川改修が必要とされている。また、国管理の下流域の小川原湖では、湖岸堤の整備が約6割となっている。さらに、中・下流部の河川公園では、自然石による護岸工等の多自然川づくりが行われている。

2 高瀬川流域の保全地域

高瀬川流域における保全地域は、自然環境が優れた状態を維持している区域のうち、森と川と海の保全を図る上で特に重要と認められる区域として、自然環境が優れていること、多様な動植物や希少な種が生息・生育していること、地域住民との関わりが深いことなどの理由から、下記の区域を保全地域として指定する。

表 1 高瀬川流域保全地域

保 全 地 域
<p>下記の国有林及び民有林に含まれる主な「水士保全林」及び「森林と人との共生林」と森林公園の区域</p> <p>< 国有林 ></p> <p>(東天間館) 1408林班の内、1410林班の内、1412林班の内、1414林班の内、1415林班、1416林班、1419林班、1421林班、1423林班の内、1424林班の内</p> <p>(中天間館) 1409林班の内、1411林班の内、1413林班の内、1428林班の内、1430林班の内、1431林班、1432林班、1434林班の内、1435林班の内、1437林班の内、1438林班の内、1441林班の内</p> <p>(南天間館) 1417林班の内、1418林班、1420林班の内、1422林班の内、1439林班の内、1440林班の内、1442林班の内、1443林班の内、1444林班の内、1445林班の内、1446林班の内、1447林班の内、1448林班</p> <p>(北天間館) 1426林班の内、1427林班の内、1429林班の内、1433林班の内、1436林班の内、1449林班の内、1450林班の内、1451林班、1452林班の内、1453林班の内、1454林班の内</p> <p>(七戸深山) 1506林班の内、1507林班の内、1508林班の内、1509林班の内、1510林班の内、1511林班の内、1512林班の内、1513林班、1514林班の内、1515林班の内、1516林班の内、1517林班の内、1518林班の内、1519林班の内、1520林班の内、1521林班の内、1522林班、1523林班の内、1526林班の内</p> <p>(道ノ下) 1134林班(再掲)、1135林班の内(再掲)</p> <p>(瀧ノ通) 155林班の内(再掲)</p> <p>< 民有林 ></p> <p>(七戸町) 72林班、73林班、74林班、75林班、76林班、77林班、78林班、80林班の内、82林班の内、83林班、84林班、89林班、90林班の内、104林班、105林班、109林班の内</p> <p>(東北町) 174-1林班の内</p> <p>(三沢市) 2-1林班の内(再掲)、3林班の内(再掲)、17林班の内</p> <p>(六ヶ所村) 36-3林班の内(再掲)、45林班の内、49-2林班の内</p> <p>< 森林公園 ></p> <p>七戸町森林公園と東北町わかさぎ公園の区域</p>

保 全 地 域

<ol style="list-style-type: none"> 1 高瀬川(小川原湖及び七戸川を含む。)の区域のうち、長坂川との合流点から海に至る場所 2 高瀬川河口部左岸の干潟の区域 3 市柳沼の区域 4 市柳沼の区域のうち、市柳沼からの流出点から高瀬川への合流点までの区域 5 田面木沼の区域 6 前川の区域のうち、田面木沼からの流出点から高瀬川への合流点までの区域 7 高瀬川放水路の区域のうち、高瀬川からの分派点から海に至る場所 8 仏沼の区域 9 内沼の区域 10 小田内沼の区域 11 姉沼川(姉沼を含む。)の区域のうち、上北郡六戸町大字犬落瀬字内金矢地先から高瀬川への合流点までの区域 12 古間木川の区域のうち、上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢地先から姉沼川への合流点までの区域 13 砂土路川の区域のうち、五十貫田川との合流点から高瀬川への合流点までの区域 14 花切川の区域のうち、上北郡東北町大字上野字北谷地地先から高瀬川への合流点までの区域 15 土場川の区域のうち、岩渡沢との合流点から高瀬川への合流点までの区域 16 赤川の区域のうち、袖ノ沢との合流点から高瀬川への合流点までの区域 17 坪川の区域のうち、上北郡七戸町字中天間館国有林1430林班の1小班地先から高瀬川への合流点までの区域 18 中野川の区域のうち、木戸沢との合流点から坪川への合流点までの区域 19 小坪川の区域のうち、上北郡七戸町字東天間館国有林1412林班の小班地先から坪川への合流点までの区域 20 作田川の区域のうち、松ヶ沢との合流点から高瀬川への合流点までの区域 21 大作沢川の区域のうち、北ノ又沢との合流点から作田川への合流点までの区域 	<p>海岸</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 六ヶ所村平沼地区のむつ小川原港海岸の区域(うち、海岸防災林である道ノ下国有林1134林班、1135林班の内、民有林36-3林班の内を含む。) 2 三沢市天ヶ森・砂森地区の天ヶ森海岸及び砂森海岸の区域(うち、海岸防災林である濱通国有林155林班の内、民有林2-1林班の内、3林班の内を含む。)
---	--

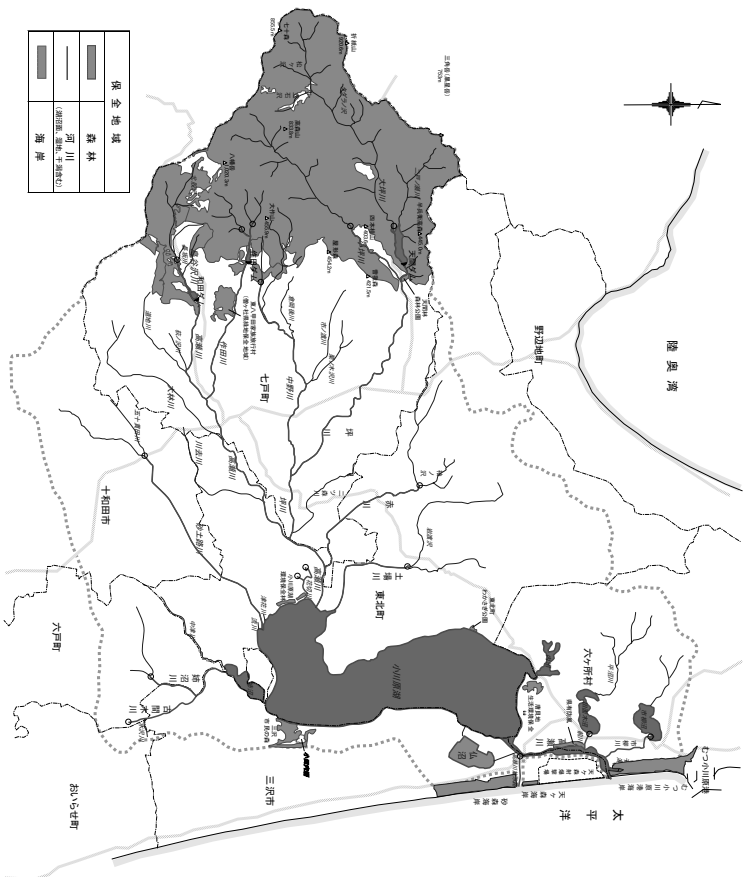


図 1 高瀬川流域と保全地域指定位置図

3 保全すべき森・川・海 の環境の特質の概要

森林の区域では、作田川中流域に鷹ヶ杜異緑地保全地域が指定されている。高瀬川流域の植生は、上流域の八幡岳、高森山等の山岳部に優占してブナ群落分布し、坪川上流の天間ダム周辺及び大坪川、小坪川などの支川の中流域にはヒノキアスナロ（ヒバ）群落分布している。また、八幡岳頂上付近には特定植物群落となっているミヤマハシノキ林及びミヤマナラ林が分布している。中流域では、高瀬川、支川作田川、坪川、支川中野川の周辺部には希少種のツルキケス、イヌハギ、ホソバツルリソウや水生植物のナガエミクワリが生育している。下流域では、高瀬川流入口には希少種のライオウが、また、河岸にはヨシ群落やアコモ・カマ群落が生育している。さらに、赤川河口付近及び土場川上流の岩渡沢合流点にミアアオイ、ミクワリなどの希少な水生植物が生育している。小川原湖などの湖沼群では、アリモ、カワリモ、シヤヅクモなどの水生植物やヨシ群落、ヒメガール群落などが生育している。また、仏沼の湿原は希少種のイヌハギや約220ヘクタールに生育するヨシ群落が広がっている。高瀬川河口部の干潟では、ヒメキンボウゲやシバチ、コアラなどの水生植物の塩沼湿地植生群落が生育している。

鳥獣の生息では、全域にアナグマ、タヌキ、キツネなどの中型哺乳類が生息している。また、希少哺乳類としては、作田川中流域にニホンウサギコウモリが、坪川下流域にはヒナコウモリが生息している。鳥類では、小坪川上流域にクヌタカ、オオタカなどの猛禽類が、坪川・中野川の中・下流域にはカワセミ、ヤマセミなどが生息している。また、坪川下流天間館橋付近はオオハクチョウの飛来地となっている。流域の中心を成す小川原湖及び内沼・渡りの中継地となっている。中でも、かつて連結湖であった仏沼は日本で数少ないオオセツカ繁殖地の最大地域であることから、水鳥の生息地として国際的に重要な湿地として、平成17年11月ラムサール条約の登録湿地に指定されている。また、市柳沼、田面木沼、市柳沼などの小川原湖イソブツリの繁殖が確認された地域であり、世界の繁殖分布の最東端となっている。さらに、高瀬川河口部干潟及び海岸には、シギ・チドリ類やカモメ類が生息している。

河川の区域では、小川原湖に流入する県管理の河川は河口から中流域まで概ね両岸が護岸されているが、高瀬川・作田川・坪川上流部は自然河道で、特に小坪川の溪流はトチノキ・サウゲルミなどの渓畔林が続く、優れた河川景観を呈している。河川流域に生息する生物は、下流域、高瀬川河口にはウグイス、ワカサギ、ヌアガレイが、河口干潟ではヤマトシジミや希少種のメダカ、イトヨ（降海型）などが生息している。小川原湖には、シラウオ、ワカサギ、ウナギ、ヌアガレイ、カラスガイ、ヤマトシジミなどが生息している。また、湖沼群の田面木沼、姉沼川河口と古間木川合流点に希少種のトミヨ（イバラトミヨ）が生息している。小川原湖に流入する河川では、土場川河口及び上流部に希少種のタナゴ、トミヨ（イバラトミヨ）、スナヤツメが、赤川の袖ノ沢合流点及び石文地先上流部に希少種のスナヤツメが生息している。

高瀬川では、河口付近の湖畔橋に希少種のタナゴ、トミヨ（イバラトミヨ）、モノアラガイの魚介類が生息している。中流域では、大林川との合流点、中野川の市ノ渡川との合流点、及び坪川と小坪川との合流点に希少種のスナヤツメが生息している。

海岸の区域には、自然砂浜が広がり、シロコモギ、ハマエンドウ、ハマニガナなどの海岸植物の群落が生育し、背後に海岸防災林がある。

4 保全地域の土地利用、地域文化の概要
高瀬川流域の土地利用では、流域の約半数は山地で、主として八甲田山の東裾に当たる地域である。小川原湖周辺の緩やかな起伏の大地は、畑作や畜産に利用され、低地は稲作に利用されている。

高瀬川上流域の和田ダムには、親水公園わんだむらんどが整備されている。中流域の作田川中流部の鶴見平地区には、県緑地保全地域に指定されている東八甲田家族旅行村等が、坪川中流部の天間ダム下流には天間森林公園が整備されており、キャンプ等に利用されている。また、七戸町市街地を流れる高瀬川の七戸橋上流沿いの河川敷及び、下流沿いの昭和橋と柏葉橋の区間の河川敷には親水の河川公園が整備され、住民の憩いの場となっている。

下流域の赤川中流部、東北町乙供地区河川敷には親水の河川公園が整備され、住民の憩いの場となっている。また、秋には、同河川敷において日本中央の碑（壺の石文）が建立されたと言われる平安時代の回廊と無病息災を祈願してたいまつ祭（火祭り）が行われている。

小川原湖湖畔には、小川原湖公園、わかさぎ公園、三沢市民の森公園などが整備されており、春には桜まつり、夏には湖水まつりなどが開催され、湖水浴、釣り、シジミ採り、ヨット、森林浴や冬季のワカサギ釣りなど四季を通じて多くの人が訪れる。小川原湖の待手（マテ）漁や氷下曳（しがびき）漁などの伝統漁法は高瀬川の風物詩であり、文化的にも重要な漁法である。隣接する仏沼の湿地には、ラムサール条約登録後、自然環境に対する県民の関心が高まり、野鳥観察などに多くの人が訪れている。

河川区域における魚類資源保護では、夏季、七戸町と七戸川内水面漁業協同組合の協働により、坪川及び高瀬川の本川や支川及び和田ダムにおいて地元七戸町保育團思のヤスマ、イワナ稚魚放流体験による放流事業を行っている。また、小川原湖及び高瀬川下流では、小川原湖漁業協同組合や六ヶ所村漁業協同組合が春季にワカサギ稚魚の放流、秋季には高瀬川と土場川河口付近にモクズカニの稚カニの放流、小川原湖の六ヶ所村倉内地区ではシジミ稚貝の放流を行い魚介類資源の保護に努めている。

流域での主な環境保全活動では、上流域の和田ダムのわんだむらんどにおいて、七戸山桜の会による植樹活動が、また、みちのくスノーモービルパトロール協力隊による清掃活動が行われている。中流域では、東八甲田家族旅行村において県・上北地方林業振興協議会が主催し、上北管内緑の少年団を対象にグリーンシヤンポーリーを夏季に開催し、森林教室などを通して自然・緑を守り育てる活動を行っている。

河川の区域では、高瀬川及び作田川中流の七戸町市街地の国道394号の宇道坂橋から国道4号の柏葉橋の約1,700mの河川区間において、町民及び町立七戸中学校生徒による清掃活動が行われている。また、坪川中流、坪川天間鉾橋付近において、たかせがわ恵みの会によるハウチヨウとのふれあい観察会が行われている。さらに、高瀬川、国道4号柏葉橋及び赤川の供橋付近河川において、高瀬川水系水質汚濁対策連絡協議会主催の下、高瀬川流域の小学校児童による水質簡易調査が行われている。下流域では、赤川乙供橋の上下流の河川区間において、地元町内会による清掃活動が行われている。

小川原湖では、小川原湖公園湖畔沿い約2kmの区間を東北町観光協会主催により、小川原湖漁業協同組合、地区子供会など団体の参加協力により清掃活動が行われている。また、花切川河口付近及び上流部の区間において、東北町と小川原湖漁業協同組合により外来水生植物のボクソウキクサの駆除活動が行われている。さらに、小川原湖では、豪雨により流入河川から漂着したゴミによる湖岸景観や水環境の悪

化を防ぐため、高瀬川水系水質汚濁対策連絡協議会と小川原湖漁業協同組合の協働により小川原湖一斉清掃活動を行っている。公立小川原湖青年の家では、野外活動として小学生を対象に小川原湖でイカダづくりやカヌー体験等を行っている。小川原湖の資源保護活動では、シラウオやシジミの魚介類の資源保護を目的に漁場の環境保全を図るため、平成17年4月小川原湖漁場環境保全対策協議会が設立され、対策に向けた検討会が開催されている。

水環境の保全では、国土交通省東北地方整備局高瀬川河川事務所が小川原湖への流入河川の水質悪化や小川原湖の富栄養化を防止するためには、流域一体となった取り組みが重要であることから、関係機関が連携したネットワーク化を図るため、平成19年4月に高瀬川流域水循環ネットワークを設立し、関係団体との会議を開催している。また、小川原湖の水環境を保全するためフオースラムの開催や小学生を対象に小川原湖の生態を学ぶセミナーを開催し、普及啓発に取り組んでいる。

姉沼区域では、古間木川古間木橋付近河川において、高瀬川水系水質汚濁対策連絡協議会主催の下、三沢市立第五中学校生徒による水質簡易調査が行われている。NPO等民間団体による環境保全活動では、小川原湖及び仏沼湿地では、NPO法人おおせつからんど、小川原湖自然楽校、財団法人日本野鳥の会青森支部三沢野鳥の会等の団体による清掃活動、自然観察会や環境教育活動が行われている。また、三沢市教育委員会では、平成18年度「仏沼案内人サボーター養成講座」による案内人の養成に取り組んでいる。

海岸の区域では、高瀬川放水路河口部及び天ヶ森海岸などにおいて、NPOミサウ・シー・フアラウンデーシヨンによる海岸清掃活動が行われている。

5 保全の方針その他保全に関する基本的な事項

(1) 保全の目標

森、川、海は、地域住民の生活と結びついて、様々な談話、風俗習慣等の地域文化を形成してきたが、保全地域は、特に流域の特色を有する貴重な財産であることから、流域に関わるすべての人がその価値を正しく認識し、それを大切にすることを旨とし、ふるさとの森と川と海との共生を積極的に図るといった考えの下に連携して一体的な取り組みを行うことにより、ふるさとの森と川と海との保全に努める。また、森・川・海の保全及び創造においては、できる限り自然の状態を維持するという基本の下に、流域の特質に配慮し、適切に実施する。

このことにより、高瀬川流域の森・川・海が、四季折々の変化に富んだ豊かで美しい自然に彩られ、様々な生物を育み、その中で地域住民が潤いと安らぎを得ながら暮らせる特色のある高瀬川流域の姿を実現する。

(2) 保全施策

上記の目標達成に向けて、次の施策を実施する。

ア パートナーシップによる連携体制の構築

保全施策の推進に当たっては、流域の視点から地域住民、事業者、民間団体、関係市町村、国及び県が協力して一体的に進めることが必要であることから、高瀬川流域における連携体制の構築を図る。

イ 定期的な観察・巡視・調査と適切な管理

保全地域を中心に高瀬川流域の良好な環境を保全するために、定期的な森・

川・海の観察・巡視・調査を行い、適切な管理を行う。

ウ 人との積極的な関わり合いの場の活用

関係機関と連携し、環境学習の場等として活用を推進し、森・川・海の保全への理解を育む。さらに、地元と関係機関の連携による各区域での体験学習等の取り組みを推進し、森・川・海の一体的な保全への理解を深める。

エ 特定行為に対する適切な対応

特定行為の届出については、内容を的確に把握し、適切な指導・勧告を通じて保全上の適切な方向への誘導を図る。

なお、特定行為の届出の適用除外となる県自然環境保全条例、森林法、河川法等の法令に基づく許認可等においては、各法に基づく保全上の審査を行い、ふるさとの森と川と海の保全を図る。

オ あるべき姿に向けた適切な創造の推進

創造施策においては、高瀬川流域の過去を考察し、多様な生物が生息・生育する森と川と海の環境を持続可能な状態で次の世代に引き継げるように取り組む。

第2 ふるさとの森と川と海の保全についての施策に関する事項

1 清流管理指針

保全地域内の河川において、河川の状況を的確に把握するための指針、保全施策のための指標とする。

なお、本指針では下記の2つの方法で管理を行う。

ア 公共用水域水質測定

高瀬川では各観測地点において、「生活環境の保全に関する環境基準」に定める項目について水質測定を国・県が継続的に行う。

イ 日常的な清流管理

地域住民等により日常的な管理を行う。

(1) 清流管理の基本的事項

ア 管理区間

管理区間は、保全地域指定で定めた河川のうち下表の地点とする。

表2 公共用水域測定地点及び日常的清流管理区間

区分	管理地点及び区間
公共用水域水質測定	高瀬川河口 小川原湖総合観測所 小川原湖中央 姉沼川前面 姉沼橋 砂土路橋 鳥口橋 赤川橋 上野 榎林橋 大浦橋
日常的清流管理	高瀬橋付近 昭和橋付近 乙供橋付近 天間館橋付近

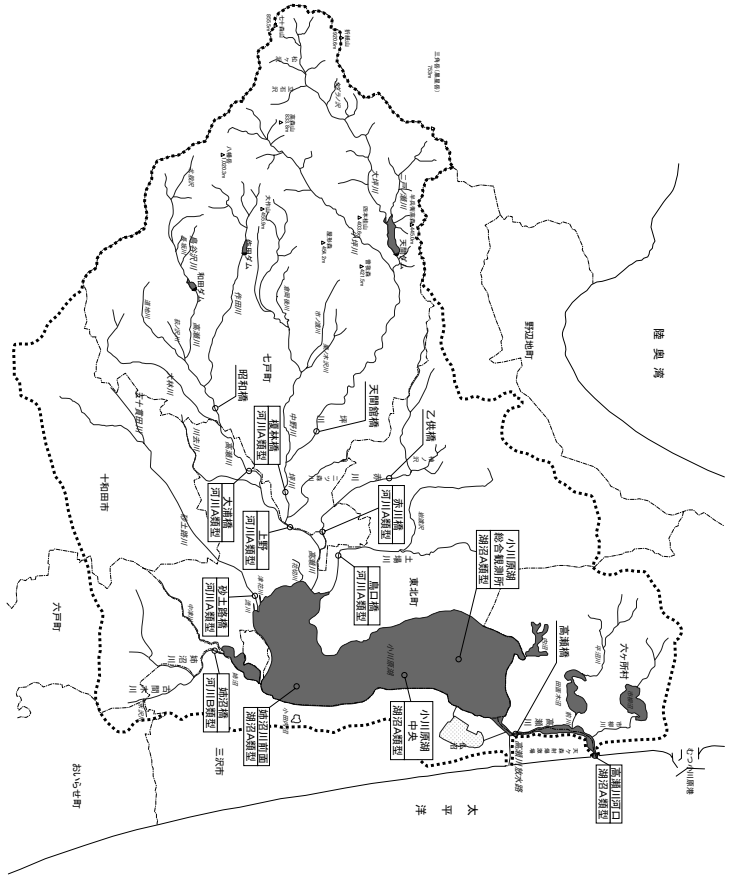


図 2 管理区間位置と公共用水域水質測定地点

イ 管理内容

現在の良好な自然環境を将来にわたり維持し、保全していくためには以下の管理を国、青森県、十和田市、三沢市、七戸町、東北町、六戸町、おいらせ町、六ヶ所村及び流域住民が一体となって維持管理していくこととする。

保全地域の管理については、継続的に水質やゴミ投棄等の現状把握を実施するとともに巡視等により管理を行う。

(ア) 管理の内容

- ・ 水質の把握
- ・ ゴミの投棄や汚濁排水状況の把握
- ・ その他河岸の状況の把握

(イ) 管理の方法

参加型・学校の総合的な学習の時間等を活用するほか、今後の地元協議により役割分担を行う。

(2) 清流管理のための指標

ア 管理指標の設定

(ア) 公共用水域水質測定

公共用水域において定められている水質基準「生活環境の保全に関する環境基準」の5項目(pH・BOD(COD)・SS・DO・大腸菌群数)を指標とする。

(イ) 日常的な清流管理

- (イ) 日常的な清流管理
 - i 水量
目視による濁水時の流量を指標とする。
 - ii 水質
流水の性状(透視度、臭気等)を指標とする。
 - iii 魚類
魚類の生息状況(生息範囲、行動、浮上死など)を指標とする。
 - iv 水生生物
別表「水生生物による水質判定」に示された種を指標とする。

イ 管理すべき基準値

(ア) 公共用水域水質測定

生活環境の保全に関する環境基準を満足すること

表 3 公共用水域水質測定地点と環境基準

管理地点	水質管理基準
高瀬川河口 小川原湖総合観測所 小川原湖中央 姉沼川前田	湖沼環境基準A類型 pH: 6.5以上8.5以下 COD: 3 mg/ℓ以下 SS: 5 mg/ℓ以下 DO: 7.5 mg/ℓ以上 大腸菌群数: 1,000MPN/100ml 以下
砂土路橋(砂土路川) 鳥口橋(土場川) 赤川橋(赤川) 上野(高瀬川) 榎林橋(坪川) 大浦橋(高瀬川)	河川環境基準A類型 pH: 6.5以上8.5以下 BOD: 2 mg/ℓ以下 SS: 25 mg/ℓ以下 DO: 7.5 mg/ℓ以上 大腸菌群数: 1,000MPN/100ml以下
姉沼橋(姉沼川)	河川環境基準B類型 pH: 6.5以上8.5以下 BOD: 3 mg/ℓ以下 SS: 25 mg/ℓ以下 DO: 5 mg/ℓ以上 大腸菌群数: 5,000MPN/100ml以下

(イ) 日常的な清流管理

- i 水量
渇水時に瀬洞れ等が生じないこと。
- ii 水質
透視度、臭気等の異常がないこと。
- iii 魚類
既存調査で確認された種の生息範囲や行動に異常がないこと。
浮上死等の異常が生じていないこと。

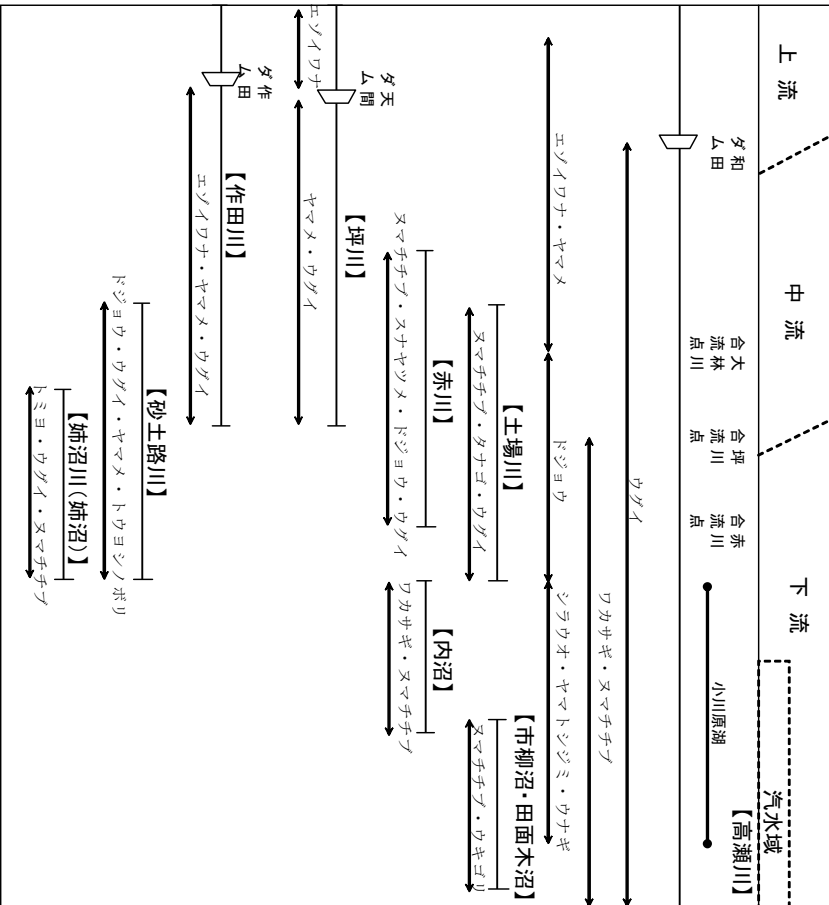


図3 既存調査による魚類の生息範囲の目安
注1：高瀬川の上・中・下流域区分は、河川形態により以下のとおりとした。

上流域：和田ダムから上流域
中流域：和田ダムから坪川との合流点までの区域
下流域：坪川との合流点から河口までの区域

表4 水生生物による水質判定

水質判定	指標生物
きれいな水 ()	カワゲラ ヒラタカゲロウ ナガシトビケラ ヤマトビケラ ハビトシボ フユ アミカ サワガニ ウズムシ
少しきたない水 ()	コガタシヌトビケラ オオシヌトビケラ ヒラタドロムシ ゲンシボタル コオニヤシヌ ヤマトシジミ イシヌキガイ カクニナ スジエビ ワカサギ シラウオ
きたない水 ()	ミスアカヌキリ タイコウチ ミズムシ イソコツブムシ ニホシドロコエビ タニシ ヒル
大変きたない水 ()	セズジュヌリカ チョウバエ アメリカザリガニ サカヌキガイ エラミミズ

下線部は、現地調査において確認されている種

2 森・川・海の主要な要素を保護するための事項

(1) 森林の区域

ア 森林は、地域における貴重な産業・観光・自然資源であることから、区域の大半を占める国有林野と連携を図りながら森林の公益的機能が持続的に発揮されるよう努める。また、地域住民など県民参加の植樹や育樹を通じて「森づくり」の活動を推進し、地域に開かれた適切な森林の保全・育成に努める。

イ 植樹・育樹の各種イベントなどの推進を通じ、森・川・海のつながりの重要性の普及啓発を図るとともに、森の保全・育成を担う森林ボランティアなどの人材や担い手の育成を図る。

ウ 高瀬川流域の優れた自然環境の保全を図るため、ふるさと環境守人、森林保全巡视员、地域住民等の連携により巡視活動を推進する。

エ 東八甲田家族旅行村等において、地域住民並びに流域外の人々が共に自然と親しみ、憩いやすらぐ場、自然環境教育・学習の場としての活用を推進する。

(2) 河川の区域

ア 中流域から下流域にかけては、希少種であるスナヤツメなどの清流に生息する生物が、支流域には希少種のタナゴ、トミヨ（イバラトミヨ）、メダカなどが見られる。また、小川原湖湖沼群はカシノ類などの越冬・渡りの中継地となっている。このように河川等の区域には、多種多様な生物の生息・生育の場となっていることから、これらの生物の生息・生育環境の保全を図るため、ふるさと環境守人、河川愛護モニター、河川巡视员、鳥獣保護区管理員、地域住民等との連携により巡視活動を推進する。

イ 仏沼は国内でもオオセツカカの最大の繁殖地として、また水鳥の生息地として国際的に重要な湿地としてラムサール条約の登録湿地であることから、ヨシ群落をはじめ現在の環境を維持するため、環境保全対策を講じて仏沼の生態系保全に努める。

ウ 小川原湖は汽水・淡水の豊富な動植物が生息・生育する生態系を有しているとともに、流域水産業の基盤をなしていることから、これらの環境を維持するため、生態系に配慮しながら、小川原湖の水質を保全するよう努める。

エ 小川原湖をはじめ、周辺の湖沼群は海跡湖であることから水平的な広がりを基調としており、周辺は台地で高い山もなく、特に湖沼面と陸地のバランスは高瀬川流域を特徴付ける優れた景観を呈していることから、これら湖沼の景観を保全するよう努める。

オ 河川環境に関する維持管理については、定期的に保全地域を中心としたパトロールを実施する。また、地域住民等との情報交換等により、自発的な住民参加のもとに環境保全活動や河川清掃を継続し、良好な水環境の保全に努める。

カ 地域住民等の理解と協力により、河川等に生息・生育する魚類及び植物のよりよい生息・生育環境の維持・保全及び河川の美化・水質の向上・維持に努める。また、地元小学校による水質調査活動やNPO等の環境教育活動などにより、河川等の自然環境の保全を推進する。

(3) 海岸の区域

ア 行政と地域住民が連携して、海岸利用者のモラルやマナーの向上を図るとともに、適正な海岸利用のルールづくりや、地域住民やボランティアの参加・協力の体制づくりなどを図り、美しく快適な海岸づくりを進める。

イ 太平洋沿岸には国有及び民有の防風・飛砂防備・防潮等の機能を有する海岸防災林が造成されていることから、これらの公益的機能が持続されるよう適切な森林の保全・育成に努める。

ウ 高瀬川河口部及び放水路河口の海岸は、多くの野鳥の飛来・生息地となっていることから、地域住民による野鳥観察が行われ、良好な海岸の環境が保全されるよう努める。また、希少な野鳥が産卵する場所となっていることから、特に産卵期には周辺の環境に配慮する。

エ 海岸の環境保全を図るため、河川及び海岸へのゴミ投棄防止に努める。

(4) 全般的な保全施策

ア パートナーシップによる取り組みの積極的な推進

(ア) 河川愛護制度による清掃活動などの活動を推進し、保全地域を中心に森・川・海での住民参加・協力による保全に取り組む。

(イ) 流域の小中学校における児童による環境学習と連携し、清流管理指針の水生物・水質調査などを実施するとともに、地域住民等と連携しながら指標項目調査を行う。

また、水質調査活動のPR等により、生活排水対策等に対する普及啓発を図る。
(ウ) 地域住民等と行政が協働してボランティアの作成・配布等を行うなど地域住民等に対する保全計画への理解と保全意識の高揚を図る。

イ 民間団体等の自発的活動の促進

(ア) 調査研究の推進を図るため、民間団体等に対する各種助成制度や関係情報の提供等を行う。

(イ) シンポジウム、学習会の開催等民間団体等の自発的活動の場を提供する。

ウ ふるさと環境守人による支援

ふるさと環境守人による地域住民等のボランティア活動、観察、環境学習等への支援を行う。

(5) あるべき姿に向けた適切な創造

ふるさと森と川と海の保全及び創造に資する森・川・海づくりに当たっては、「県民の豊かで潤いのある生活の礎となるふるさと森と川と海を守り、これを揺るぎない形で次の世代に引き継ぐ」との条例の理念を尊重する。

森林、河川及び海岸の一体的整備その他必要な施策を行う際には、高瀬川流域の過去を考察しながら、できる限り自然の状態を維持し、かつての高瀬川流域に近づくように次のとおり取り組む。

ア もともとの姿を参考とした森・川・海づくり

ふるさとの森と川と海は、人と自然が調和の取れた状態で共存している貴重な場であることから、創造する際にはもともとの森や川や海の自然の持続力・状態を参考にし、人も含めた生態系の活動バランスに配慮した森づくりや川づくりや海づくりを推進する。

イ 自然の作用を最大限に活用した森・川・海づくり

(ア) 森・川・海自身がつくる作用を最大限に活用し、多様な形状の保全・復元に努める。

(イ) 海岸については、沿岸域漂砂の動向だけでなく、山から海までを含めた河川流域とも連携を図り、砂浜の保全や回復を図る。

(ウ) 河川の水や土砂の流れの確保に努める。

- ウ 注目すべき生物の保存を確保する森・川・海づくり
 - 希少種や絶滅のおそれのある生物、地域の良好な環境を代表する生物を含めた生態系を保全する視点に立った事業実施に努める。
- エ 地域住民との対話による森・川・海づくり
 - 高瀬川流域の特性に応じた森・川・海づくりを行うに当たって、地域住民等の知見・情報を活用するとともに、地域住民等との連携や役割分担により取り組む。
- オ 関係行政機関の連携強化による森・川・海づくり
 - 関係行政機関との連携を密にし、他の事業者が関連する整備を行う場合に十分な調整を図る。
- カ 持続可能な森づくり
 - 中・下流域に存する育成途上の森林については、間伐など適正な保育を推進するとともに、広葉樹の植栽や複層林への誘導など多様な森林の造成を図る。また、ヒバなどを中心とした天然林においても択伐実施などによる適切な実施を行い、公益的な機能を持続的に発揮する森林づくりに取り組む。
- キ 上下流方向、横断方向の連続した環境条件を確保した川づくり
 - (ア) 上下流方向、横断方向の連続した環境条件を確保するとともに、周辺のネットワークを断ち切らないように努める。
 - (イ) 河畔林を保全するとともに、連続性の確保に努め、森と川と海を結び回廊となるように配慮する。
 - (ウ) 魚類等の遡上・降下に影響のある河川横断工作物の改築に当たっては構造を見直し、森と川と海のつながりの確保を図る。
- ク 連続した環境条件を確保した海づくり
 - (ア) 海岸と海域、陸域、河川などとの空間的な連続性、環境変化の時間的連続性、生息・生育の場や生物の多様性及び変動性に留意する。
 - (イ) 繁殖場、生育場、生息場等になっっている多様な場を確保するとともに、その場を構成する環境要素や場のつながりを適正に維持する。
 - (ウ) 海岸において堆積砂を処理する際には、侵食傾向にある部分へ運ぶなど、沿岸漂砂の連続性を確保し、一連の漂砂系で安定した前浜の確保を図る。
- ケ 間伐材を利用した川づくり
 - 森林担当部局、河川・砂防事業担当部局は、お互いに連携して間伐材の需給情報を交換し、地域で供給される間伐材を有効利用し「森を育む川づくり」を推進する。
- コ 川づくりにおける事業実施後の継続的なモニタリングの実施
 - 事業実施後の状況を継続的に調査し、その効果を検証する。
- サ 森・川・海の自然とのふれあいの場の確保
 - (ア) 子どもたちをはじめ地域住民が森・川・海とのふれあいを通じて、自然のすばらしさや大切さを感じることができ自然体験の場、遊びの場、憩い・やすらぎの場、交流の場を創出する。
 - (イ) 誰もが安全に川辺や海辺に近づき、身近に自然にふれることができるような整備を推進する。
- (ウ) 施設整備を行うに当たっては、地域にふさわしいものにする。

3 森・川・海の維持・管理に関する事項

(1) 現地での維持管理内容

- ア ふるさと環境守人による巡視
 - ふるさと環境守人は巡回ルート及びその巡視方法・巡視エリア・巡視頻度を設定し、巡視する。

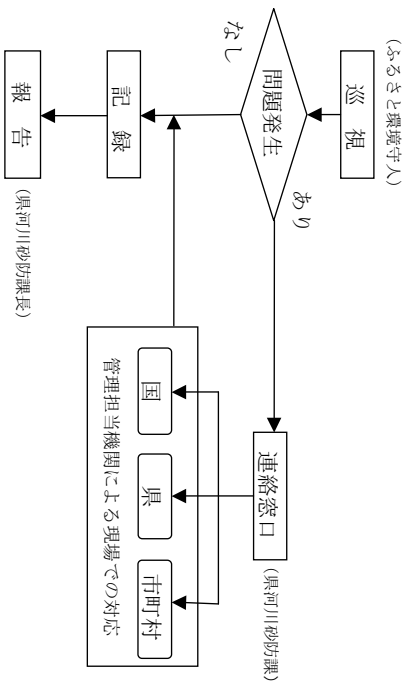
イ 報告

ふるさと環境守人は問題発生時に連絡する以外に巡視した結果を記録し、一月分をまとめて県（河川砂防課長）に報告する。

ウ 問題発生時の対応

問題発生時は、連絡窓口から森、川、海の管理担当関係機関及び関係市町村へ連絡を行い、管理担当機関等が現場で対応する。

(2) 現地管理体制と役割分担



4 管理上必要な保全施設の整備に関する事項

保全地域標示看板の設置

標示看板には、保全地域の名称、保全地域の範囲、保全地域の特質及び特定行為の内容を表示することとし、必要に応じて生息する生物等の写真等を表示する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭